

令和6年度

不法投棄パトロール隊マニュアル



豊田市不法投棄防止キャラクター
ポイSTOPくん

目次

事業の目的・活動の内容	1
物品支給制度と報告書等について	3
・ 物品支給一覧表（別表）	4
・ 物品支給申請時期、支給日	5
・ 様式第4号 物品支給申請書兼受領書（記入例）	6
・ 花苗注文書（花苗一覧表）	7
・ 様式第5号 消耗品受給報告書（記入例）	8
・ 様式第6号 原材料受給完了報告書（記入例）	9
様式第3号 活動報告書について	10
ボランティア保険について	11
不法投棄パトロール隊活動支援要綱	12
不法投棄パトロール隊活動支援内規	14
貸し出し用監視カメラについて	16
不法投棄等対策について	20

1 事業の目的

市民と行政が一体となって不法投棄やごみの散乱を防止する活動を行うことにより、生活環境を保全し、市民一人ひとりが「きれいなまちを皆でつくっていく」ことを呼び掛けます。

またこの活動を支援することにより、その輪のつながりを地域に広げて「きれいなまち 豊田市」を皆でつくっていきます。

2 活動の内容【不法投棄パトロール隊】

①活動内容

不法投棄パトロール隊：登録制度

- ・ 2年以上継続で、年間4回以上の活動、1団体5名以上200名以下

- i 不法投棄等のパトロール
- ii 不法投棄等の防止の啓発及び対策
- iii 不法投棄等の通報及び回収
- iv 地域の清掃及び美化活動

- ・ 原則2名以上で申請活動地内をパトロールします。
- ・ 投棄者を発見した場合、注意することは避け、特徴（車のナンバーなど）をメモして警察へ御連絡ください。
- ・ 申請活動地域内の道路、河川等の不法投棄物等の分別収集を行います。
- ・ 不法投棄物等を分別収集し、公共の場所で保管してください。
- ・ 美化活動（清掃、花等の植付け）は、申請活動地域内の道路沿線及びごみステーション付近とします。
- ・ パトロール実施時は、ベスト、帽子を御着用ください。

→集めていただいた不法投棄物は清掃業務課が回収しますので、集めてある場所・量・投棄物の種類（燃えるごみ〇袋、金属ごみ〇袋、埋めるごみ〇袋、粗大ごみの品目など）を御連絡ください。

■ 不法投棄物の通報

- ・不法投棄物等を発見し、投棄者が確認できる証拠物がある場合は、現状のままで警察へ場所、投棄物、量を通報してください。ただし、ごみステーションの中に出されているごみは、警察は対応していただけません。
- ・調査が終了し、犯人が見つからないなど、警察から処分を依頼された投棄物は、御連絡をいただければ回収します。

■ 不法投棄防止の啓発と対策

- ・不法投棄の多発場所には、土地の所有者の了承を得て、看板や杭打ちなどの防止対策を行ってください。

②市の支援

■ 活動に必要な資材の支給

- ・物品支給申請書兼受領書（様式第4号）を清掃業務課に提出してください。
- ・支給物品は、消耗品と原材料とします（支給物品一覧参照）。
- ・消耗品及び原材料を受領した場合は、それぞれ受給完了報告書（様式第5号、第6号）を提出してください。

■ 不法投棄物の回収

- ・活動で集めていただいた投棄物は回収いたします。
 - ・自転車は、警察に連絡をしていただいた後の処理となります。
- ※道路上の放置自転車、放置車両はそのままの状態交通安全防犯課
（電話34-6633）
- ※ナンバー付き原動機付自転車は、市民税課（電話34-6177）
- ※LPガスボンベは触らずに警察とLPガス協会（電話80-1062）

③注意事項

- ・不法投棄者に遭遇した場合は、大きな事件に発展するといけなないので、声などをかけないでください。
- ・必ず複数でパトロールを行ってください。
- ・万一、事故やケガをした場合は、清掃業務課へ御連絡ください。

【連絡・問合せ先】 環境部 清掃業務課 電話 71-3003 FAX 71-3000

物品支給制度と報告書類について

物品支給制度…不法投棄回収・啓発活動をするために必要な物品等を申請できる制度。

■申請について

物品支給を希望される団体は、以下のとおり申請ください。

物品支給申請書兼受領書（様式第4号）の記入（マニュアル内6ページ参照）

- ★支給可能な物品等はマニュアル内4ページをご参照ください。
- ★支給希望日はマニュアル内5ページを参考にご記入ください。
- ★支給場所は清掃業務課又は市の各支所（上郷支所を除く）を選択ください。



記入後、清掃業務課、又は市の各支所へ提出

- ★提出は、清掃業務課への郵送（〒470-1202 豊田市渡刈町大明神 39-3）、FAX（0565-71-3000）、メール（seisouyoumu@city.toyota.aichi.jp）も可能。

■物品の受取・受給完了報告書の提出について

- ・物品は、「物品支給申請書兼受領書（様式第4号）」に記入いただいた支給希望日・場所でお渡しします。なお、支所での受取を希望される場合は、受取時間を午後からでお願いします。
- ・希望日に物品をお渡しできない事情が生じたときのみ、清掃業務課から支給日・支給場所等、電話にてご相談させていただきます。
- ・物品受領後は以下の報告書の提出が必要です。

受領品	報告書の種類	記入例・注意点
消耗品 A・消耗品 B	消耗品受給報告書（様式第5号）	8ページ
原材料	原材料受給完了報告書（様式第6号）	9ページ

(別表) 物品支給一覧表

- 1) 支給物品は、パトロール活動に必要又は使用する資材とします。
- 2) 支給物品は、大きく分けて消耗品(A・Bグループ)と原材料とし、内容は下表のとおりとします。
- 3) 下表の物品以外は支給できません。

物品全体…上限5万円/年

	品目	規格等	単価(円)	限度数/1回の申請	
消耗品 A	ベスト		フリーサイズ 2,000	20	
	ジャンパー		フリーサイズ 2,000	20	
	帽子	キャップ	フリーサイズ 500	50	
	ごみ袋	燃・金・埋(3種、大と小)	単位:バック(大20枚、 小30枚入り)	300	各10
			刈草用(大)	50枚セット	3,000
	手袋	軍手		30	200
		ゴム手袋(Lサイズ 又は Sサイズ)		450	30
	金ばさみ	ごみ拾い用		350	50
	ほうき	竹ほうき		650	10
		庭ほうき		1,000	10
	看板	ごみ捨て禁止看板	※支柱付き	2,000	5
		マグネット看板(車両用)	「不法投棄パトロール中」	600	5
		マグネット看板(車両用)	「ポイSTOPくん」	1,000	10
消耗品 B	一輪車	深型	8,900	1	
		交換用タイヤ	(パンクレス) 2,000	2	
	ちり取り 箕「み」	スタンド型	1,000	10	
		大	2,800	5	
	スコップ	剣先	1,600	5	
		角先	1,700	5	
		園芸用	700	10	
	鎌	草かき鎌(半月形)	2,000	5	
		草かき鎌(三角)	3,100	5	
		U型溝さらえ(ロングハンドル)	2,000	5	
	かま	草刈鎌	600	15	
		中厚鎌	2,400	3	
		柄長鎌	5,200	3	
	熊手	鉄線型レイキ	2,400	3	
		鉄棒型レイキ	2,500	3	
		竹くまで	900	5	
	フォーク	スチールフォーク(4本爪)	3,300	3	
	じょうろ	プラスチック製	1,100	5	
	刃物類	のこぎり(歯長240mm)	2,300	5	
		のこぎりの刃(替刃)	1,400	5	
		草刈機刃(径230 又は 255)	(2枚組) 1,300	15	
		草刈機刃(径230 又は 255)	(1枚組) 1,300	15	
		草刈機ナイロン紐刃	2,200	10	
		ナイロン紐刃付替え用	1,200	5	
		草刈機刃 竹・笹・雑木用刃(径230)	1,600	5	
		その他	草刈り用前掛け	1,700	5
		草刈り用防護面	1,850	5	
原材料 A	花苗	パンジー サルビアなど	種別は花苗注文書参照	90	300
	花苗	葉ぼたん		150	100
	土	培養土 14ℓ	250	20	
	肥料	有機たい肥「ecoグリーン」 8kg	150	5	
	肥料	I B化成(単位:kg)	400	10	
	肥料	消石灰 10kg	1,000	2	
	プランター	プラスチック製	300	10	
原材料 B	ロープ	トラロープ 1巻(100m)	1,300	2	
		トラロープ 1巻(50m)	1,000	1	
	くい	プラスチックくい	1,100	10	

【別表 1】 物品支給申請時期・支給日について

- ◆ 支給物品…別表「物品支給一覧表」のとおり
- ◆ 申請方法…「物品支給申請書兼受領書（様式第 4 号）」を記入し、次のいずれかで提出
 - ① 清掃業務課へ FAX(0565-71-3000)、メール(seisougyoumu@city.toyota.aichi.jp)
 - ② 清掃業務課へ郵送（〒470-1202 豊田市渡刈町大明神 39-3）
 - ③ 清掃業務課又は市の支所の窓口へ持参
- ◆ 申請期限及び支給日…次のとおり
 - ・ 物品の支給は、原則、申請いただいた希望日時と場所で行います。
 - ・ 受取場所が支所（上郷支所を除く。）及び出張所の場合、受取時間は午後の時間でお願ひします。
 - ・ 在庫の状況や清掃業務課から支所への配送の都合により、受領日時の変更をお願いすることもありますのでご了承ください。

支給月	申請期限	物品支給日	備 考
		月～金曜日（年末年始・祝日を除く。）	
5月①	4/24（水）	5/23（木）～5/29（水） ※春の花苗支給は 5/24（金）～	
5月②	5/8（水）	5/30（木）～6/11（火）	
6月①	5/21（火）	6/12（水）～6/25（火）	
6月②	6/5（水）	6/26（水）～7/4（木）	
7月①	6/14（金）	7/5（金）～7/23（火） ※春の花苗支給は 7/5（金）まで	
7月②	7/3（水）	7/24（水）～8/22（木）	花苗の支給はありません。
8月	8/1（木）	8/23（金）～9/10（火）	花苗の支給はありません。
9月①	8/21（水）	9/11（水）～9/26（木）	花苗の支給はありません。
9月②	9/6（金）	9/27（金）～10/10（木）	花苗の支給はありません。
10月①	9/20（金）	10/11（金）～10/22（火） ※秋の花苗支給は 10/16（水）～	
10月②	10/2（水）	10/23（水）～11/12（火）	
11月	10/23（水）	11/13（水）～12/17（火） ※秋の花苗支給は 12/13（金）まで	
12月	12/4（水）	12/18（水）～1/21（火）	花苗の支給はありません。
1月	1/6（月）	1/22（水）～2/20（木）	花苗の支給はありません。
2月	2/3（月）	2/21（金）～3/18（火）	花苗の支給はありません。
3月	3/3（月）	3/19（水）～3/31（月）	ごみ袋の支給のみ

※花苗は、植栽及び育苗に適している5月下旬～7月上旬と10月下旬～12月中旬の期間に支給します。花苗の生育状況により希望どおりにならない場合は、注文内容の変更をお願いすることがあります。

令和〇年5月1日

物品支給申請書兼受領書
豊田市長様

全体の上限：50,000円

申請者(代表者)

団体名 豊田自治区不法投棄パトロール隊
認定番号 00530

氏名 豊田 太郎
連絡先電話番号 71-3003

豊田市不法投棄パトロール隊活動支援要綱第5条に基づき、下記のとおり物品支給を申請します。

支給希望日	令和〇年5月28日	午前	午後 10時30分頃
支給場所	① 清掃業務課	2	その他

支所での受取希望の場合は、受取時間を午後で設定してください。

1 消耗品 (Aグループ)

品名	規格	数量	単価	総額	備考	受領
ジャンパー	XL	5	2,000	10,000		
帽子	キャップ	10	500	5,000		
ごみ袋	燃大5・金大3	8	300	2,400		
手袋	軍手	20	30	600		
ほうき	竹ほうき	10	650	6,500		
合計金額 (イ)				24,500		

ごみ袋は種類と大きさ(大小)を記入してください。

(Bグループ)

品名	規格	数量	単価	総額	備考	受領
熊手	竹くまで	3	900	2,700		
刃物類	草刈機刃 (255・2枚組)	5	1,300	4,500		
合計金額 (ロ)				7,200		

草刈機替刃は口径と1枚又は2枚組を記入してください。

消耗品B…上限3万円/年

3 原材料 (A・Bグループ)

グループ	品名	規格	数量	単価	総額	備考	受領
A	花苗	別添「花苗注文表」のとおり	80	90	7,200		
A	土	培養土	10	250	2,500		
B	ロープ	トラロープ (50m)	2	1,000	2,000		
B	くい	プラスチックくい	5	1,100	5,500		
合計金額 (ハ)					17,200		

原材料AB…上限3万円/年

総合計額 48,900 (イ+ロ+ハ)

上記の物品を領収しました。

受領年月日 令和〇年5月28日

受領者 氏名 受領者名

花 苗 注 文 書 (春 用)

認定番号

代表者

団体名

連絡先

品 種	花 色	単 価 (円)	注 文 数	金 額 (円)
サルビア	レッド	90		
	ブルー			
マリーゴールド	イエロー	90		
	オレンジ			
ペゴニア	スカーレット	90		
	ホワイト			
	ピンク			
日々草	レッド	90		
	ホワイト			
	ストロベリー			
ジニア プロフェュージョン	レッドイエロー	90		
	ホットチェリー			
	ホワイト			
	イエロー			
コリウス	ローズ	90		
	レッド			
アゲラタム	ブルー	90		
その他	IB化成 (1 k g)	400		
合計				

受け取り希望日 : 月 日 時 分 頃

受け取り希望場所 : 清掃業務課 / その他 ()

～ 注 意 ～

- 必ず物品支給申請書兼受領書 (様式第4号) と一緒にご提出ください。
- 在庫・生育状況により、花苗の色・数の変更をお願いする可能性があります。
- 秋の花苗のリストは、9月末頃 豊田市ホームページにて掲載させていただきます。

令和〇年6月12日

消耗品受給報告書

豊田市長様

報告者

住所 豊田市渡刈町大明神39-3

氏名 代表 豊田 太郎

連絡先電話番号 71-3003

下記のとおり、支給された消耗品で事業を遂行しましたので報告します。

認定番号	00530	団体名	豊田自治区不法投棄パトロール隊
------	-------	-----	-----------------

1 実施場所 豊田スタジアム周辺

2 活動年月日 令和〇年6月4日

3 受給消耗品 ベスト、帽子、ごみ袋、手袋、竹ぼうき、熊手、草刈機刃、
一輪車タイヤ

4 受給日 令和〇年5月28日

5 その他

注 意 点

物品支給申請書兼受領書（様式第4号）1枚につき1枚提出が必要
です。

※未提出の場合、来年度の物品支給に制限がかかります。

（詳細は豊田市不法投棄パトロール隊活動支援内規第5参照）

受給報告写真添付

**受領した消耗品を使用して、活動をして
いる状況写真を添付してください。**

※ 消耗品を並べた写真、集合写真は不要です。

令和〇年6月12日

原材料受給完了報告書

豊田市長様

報告者

住所 豊田市渡刈町大明神39-3

氏名 代表 豊田 太郎

連絡先電話番号 71-3003

下記のとおり、支給された原材料で事業が完了しましたので報告します。

認定番号	00530	団体名	豊田自治区不法投棄パトロール隊
------	-------	-----	-----------------

1 実施場所 豊田スタジアム周辺

2 完了年月日 令和〇年6月4日

3 受給原材料 マリーゴールド、サルビア、培養土、トラロープ、くい

4 受給日 令和〇年5月28日

5 その他

注 意 点

物品支給申請書兼受領書（様式第4号）1枚につき1枚提出が必要です。

※未提出の場合、来年度の物品支給に制限がかかります。

（詳細は豊田市不法投棄パトロール隊活動支援内規第5参照）

完了写真添付

花壇を整備し、花苗の植栽完了後の写真を添付してください。

(記入例)

様式第3号

令和〇年3月31日

活動報告書

豊田市長様

報告者

住所 豊田市渡刈町大明神39-3

氏名 豊田 太郎

連絡先電話番号 71-3003

下記のとおり、パトロール活動をしましたので報告します。

認定番号	00530	団体名	豊田自治区不法投棄パトロール隊
------	-------	-----	-----------------

No.	活動月日	活動場所	活動内容	参加人数
1	4月29日	白浜公園周辺	ポイ捨てゴミ回収	75人
2	6月5日	トヨタ町、千足町周辺	不法投棄パトロール、地域の清掃および美化活動	25人
3	7月31日	豊田市駅周辺	おいでんまつりクリーンキャンペーン協力	25人
4	10月10日	トヨタ町周辺	道路沿線に花苗植栽	80人
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
計	活動回数	4回	活動延べ人数	205人

(別紙1) 不法投棄パトロール隊ボランティア保険について

【傷害補償のあらまし】

1 傷害保険

1) 死亡・後遺傷害保険金 100万円

(事故日を含めて180日以内)

2) 入院保険金 (1日につき) 1,000円

3) 通院保険金 (1日につき) 500円 限度日数 90日

※入院・通院は事故日を含めて180日以内、通院は90日を限度に保険金が支払われます。

※熱中症・急性心不全などの病気については担保されません。

2 お役に立つ場合

不法投棄パトロール隊の構成員の方が、不法投棄パトロール隊の活動中に怪我をされた場合に保険金が支払われます。

3 お支払できない場合

1) 保険契約者や被保険者又は保険金を受け取る方の故意によるケガ

2) 地震・噴火又は津波によるケガ

3) 脳疾患、疾病、身心喪失等

【賠償補償のあらまし】

1 補償限度額

対人・対物共通 1事故に対し 最高 5,000万円

(※免責 1,000円)

2 お役に立つ場合

運営上の不備によって生じた偶然の事故により、第三者がケガをしたり第三者の持ち物が壊れ、隊員の皆様が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金が支払われます。

3 お支払できない場合

1) 保険契約者や被保険者又は保険金を受け取る方の故意による事故

2) 自動車による賠償責任

3) 提供、販売した飲食物や商品による賠償責任

4) 他人から賃借したり預かっていたりしている財物の損害

5) 暴動・天災による損害



豊田市不法投棄パトロール隊活動支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不法投棄パトロール隊（以下「パトロール隊」という。）の活動支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援)

第2条 市長は、まちの美観及び地域環境の保全等を阻害する不法投棄やポイ捨て等（以下「不法投棄等」という。）の発生を防止し、市民の生活環境の向上及び地域環境保全を図るため、パトロール隊の活動に必要な支援を行うことができるものとする。

(団体登録)

第3条 市民等が主体となり継続的に活動を行う団体は、団体登録申請書（様式第1号）により登録することができるものとする。

2 団体登録には、次の要件を必要とする。

- (1) 2年以上継続して年間4回以上の活動を行うことができる団体
- (2) 1団体5名以上200名以内の団体
- (3) 代表者が20歳以上の者であること。

3 申請により登録を認める団体には市長から認定番号を付与するものとする。

4 団体名、代表者等の変更が生じたときは、速やかに市長に団体登録変更届（様式第2号）を提出するものとする。

(活動内容)

第4条 パトロール隊の活動は、次のとおりとする。

- (1) 不法投棄等のパトロール及び防止啓発
- (2) 不法投棄等の通報及び回収
- (3) 地域の清掃及びまち美化活動
- (4) その他環境美化等に関する活動

2 登録団体は、年1回、市長に活動報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(物品支給)

第5条 市長は、登録団体が活動するための支援として、必要な物品等を支給（以下「物品支給」という。）することができる。

2 物品支給は予算の範囲内で、1団体の限度額は年間5万円とする。ただし、活動の内容及び状況により、市長は支給制限をすることができる。

3 支給する物品等は、消耗品及び原材料とし、原材料の限度額は5万円のうちの3万円以内とする。

4 支給する物品等は、別表の「物品支給一覧表」に限るものとする。

- 5 物品支給を受けようとする団体は、物品支給申請書兼受領書（様式第4号）を市長に提出するものとし、物品支給を受けた団体は物品支給申請書兼受領書（様式第4号）に受領者が記名し提出しなければならない。
- 6 物品支給を受けた団体は、消耗品受給報告書（様式第5号）又は、原材料受給完了報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（登録の解除）

- 第6条 登録団体が活動を2年以上休止又は停止する場合は、団体登録廃止届（様式第7号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、第3条第2項及び第4条第2項の規定により、登録団体が2年以上活動報告書の提出がない場合は、団体登録を解除することができるものとする。

（委任）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



豊田市不法投棄パトロール隊活動支援内規

1 団体等の登録要件

- (1) 既存団体と構成員を実質的に同じくする団体での登録申請はできない。
- (2) 同地域内又は同町地内での団体は1～2団体程度とする（200戸で1団体を目安とする。）。
- (3) 代表者は実働者（市と連絡が密にできる者）とし、活動の状況を把握できる者とする。
- (4) 代表者は複数の不法投棄パトロール隊の代表を兼ねることはできない。

2 活動内容

- (1) 申請活動地域内をパトロールする。
- (2) 不法投棄物等を発見し、投棄者が確認できる証拠物がある場合は、現状のままで警察へ場所、投棄物、量を通報する。
- (3) 不法投棄物等を分別収集し、公共の場所で保管し清掃業務課に連絡する（清掃業務課と協議した指定場所はその限りでない。）。
- (4) 申請活動地域内の道路、河川等の不法投棄物等の分別収集を行う。
- (5) 美化活動（清掃、花等の植付け）は、申請活動地域内の道路沿線及びごみステーション付近等とする（花等の植付けは物品支給申請時に計画を提出する。）。
- (6) 市（市長）から応援依頼があった場合は、これに協力する（おいでんまつり等、市の事業への協力）。

3 物品支給

- (1) 物品支給は1団体5万円以内とする。
- (2) 物品支給申請者は団体の代表者とする。
- (3) 物品支給の消耗品及び原材料は別表「物品支給一覧表」のとおりのものである（別表以外の物品の支給はしない。）。
- (4) 消耗品及び原材料は、それぞれ、AグループとBグループに分けて支給する。
- (5) 消耗品Bグループ及び原材料全体の支給は、限度額を3万円とする。
- (6) 支給物品ごとに、1回当たりの申請限度数を別表「物品支給一覧表」のとおり設ける。
- (7) 申請時期・支給日は別表1のとおりとする。ただし、緊急に必要と認められる場合はこの限りではない。

4 市の支援内容

- (1) ごみ収集活動により分別収集され、公共施設等に保管されているごみを回収する。
- (2) 登録団体からの申請に対して活動資材を提供し、活動を支援する。
- (3) 登録団体への傷害保険及び損害賠償保険に加入する（内容及び詳細は別紙1のとおり）。

5 支給制限

- (1) ごみの分別収集を個人で実施している者（4名以下の活動団体）の物品支給申請に対しては、消耗品を3万円以内で支給することができる（傷害・賠償保険は本人の希望があれば加入できる。）。
- (2) 企業、事業所で敷地外でのボランティア活動（ごみの分別収集）を行う団体の物品支給申請に対しては、消耗品を3万円以内（登録年度を除く。）で支給することができる（傷害・賠償保険には加入できない。）。
- (3) 学校事業で学校敷地外でのボランティア活動（ごみの分別収集）を行う団体の物品支給申請に対しては、Aグループの物品を1万円以内で支給することができる（傷害・賠償保険には加入できない。）。
- (4) 消耗品受給報告書（様式第5号）が提出されない場合は、翌年の物品支給を制限する（通常の5割とする。）。
- (5) 原材料受給完了報告書（様式第6号）が提出されない場合は、翌年の原材料支給を行わない。
- (6) 活動報告書（様式第3号）が提出されなかった場合は、翌年の物品支給を制限する（通常の5割とする。）。
- (7) 報告された活動回数が年間4回に満たなかった場合は、活動報告書が提出されなかったものとみなす。

貸し出し用の監視カメラについて

◆市保有台数

本物・・・自立式 7台 取付式 3台
タミー・・・10台

◆利用方法

- ・豊田市清掃業務課に設置要望（電話連絡可）
- ・豊田市清掃業務課は事前に現地及び設置予定地の周辺を確認
- ・豊田市清掃業務課は現地確認後に設置可能と判断した場合、設置希望者（自治区等）と具体的な設置日時を調整
- ・設置当日、設置希望者（自治区等）の立ち合いのもと、設置及び機器調整
- ・監視カメラ作動開始
- ・設置期間は原則2か月間

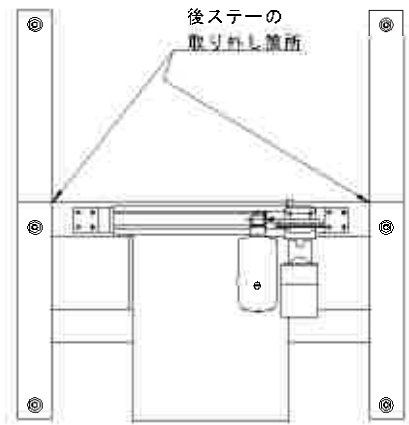
●注 意●

映像について

本物カメラの映像は清掃業務課職員のみ閲覧できる。ただし、映像の内容に不法投棄を行った犯人につながるような情報（車のナンバーなど）が有り、警察に届け出ることができると市が判断した場合、自治区と相談したうえで該当データを警察に受け渡すことができる。

不法投棄物は警察が確認するためその場に残した状態にしておくこと。

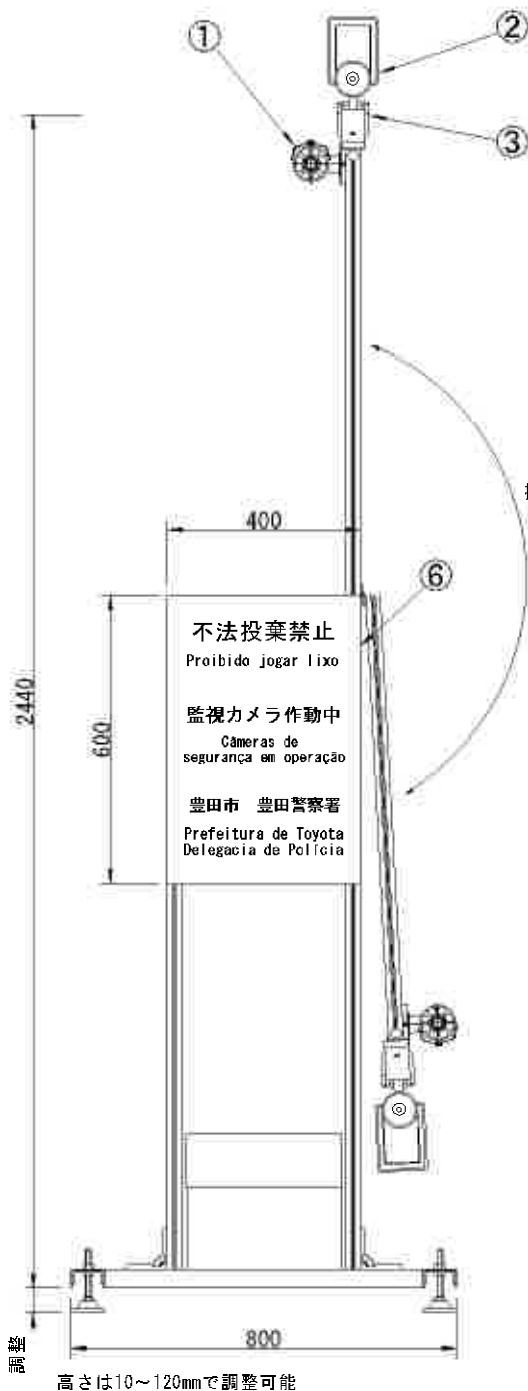
ダミーカメラ 外観図



番号	名称
1	外付けカメラ
2	ライト用ソーラー
3	人感センサライト
4	制御ボックス
5	バッテリーボックス
6	注意喚起パネル
7	裏面パネル開閉キー穴

保護等級: IP33相当

ダミー
質量: 53Kg



折りたたみ式

裏面

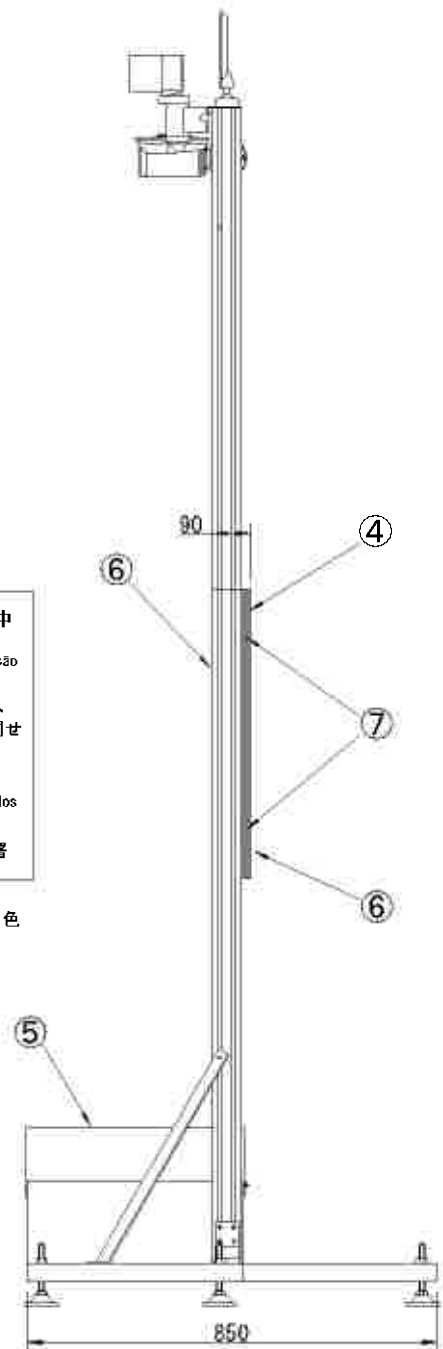
監視カメラ作動中
Câmeras de segurança em operação

ごみの不法投棄は、
法律により厳しく罰せ
られます。

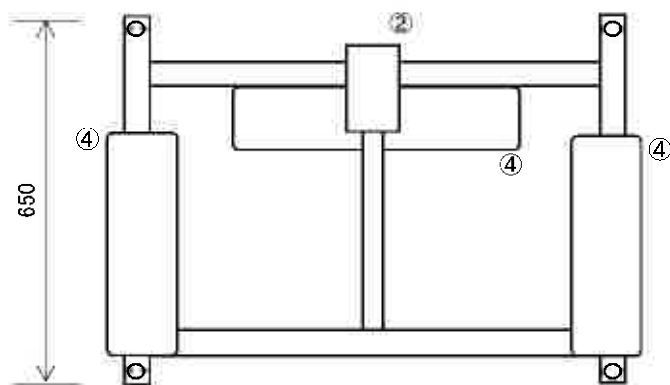
Infratores serão
rigorosamente punidos
pela lei.

豊田市 豊田警察署

パネル下地色: 黄色
文字色: 黒色

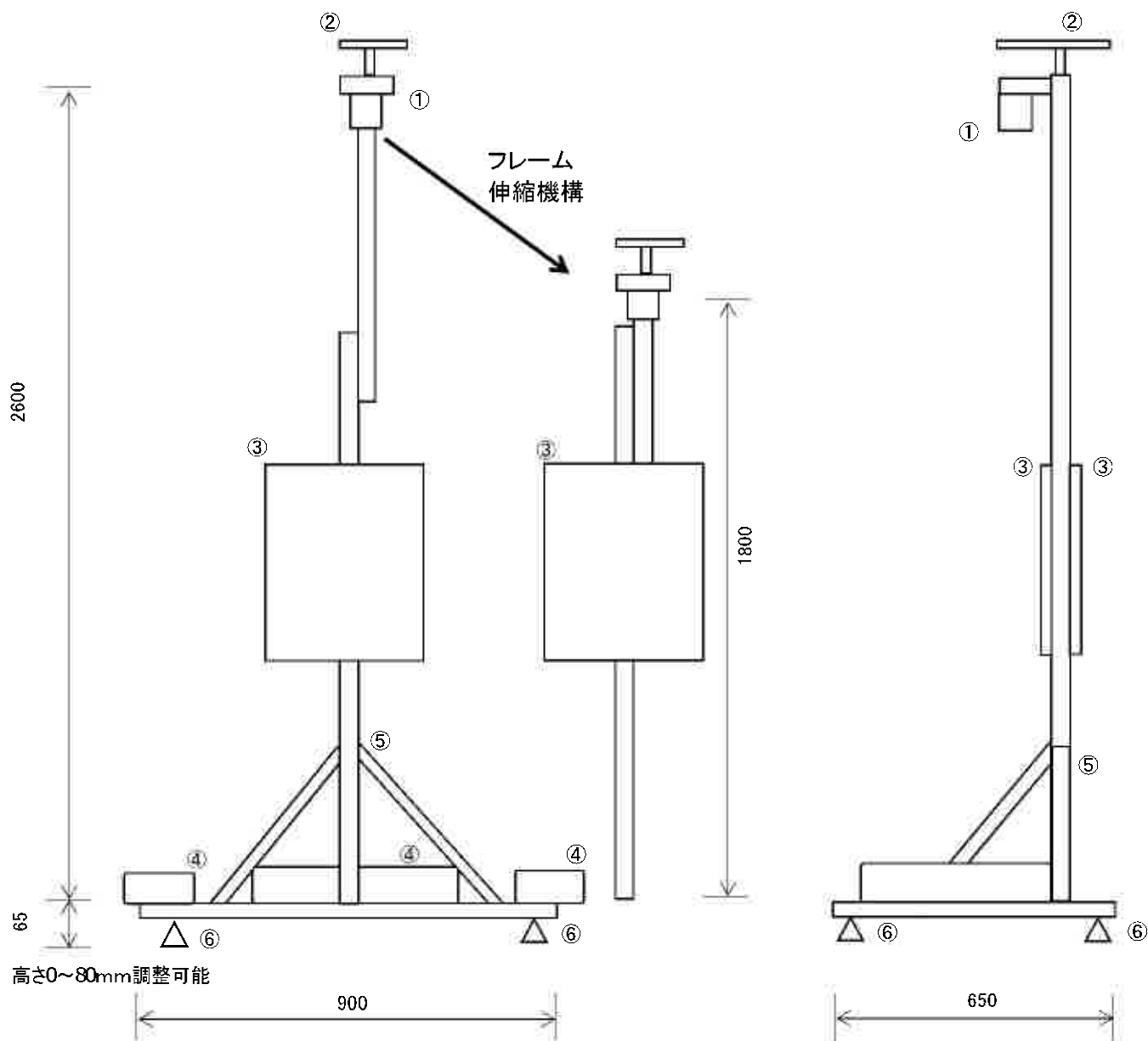


本物カメラ 自立式 外観図



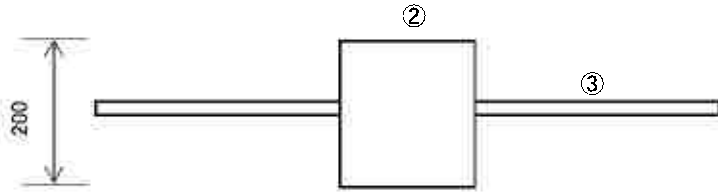
No.	名称	備考
①	監視カメラ	センサーライト内蔵
②	ソーラーパネル	
③	注意喚起看板	反射タイプ
④	コンクリートブロック	脱着式
⑤	アルミフレーム	
⑥	アジャスターパッド	

防水規格：IP66相当
 監視カメラ画素数：400万画素
 重量：約60kg

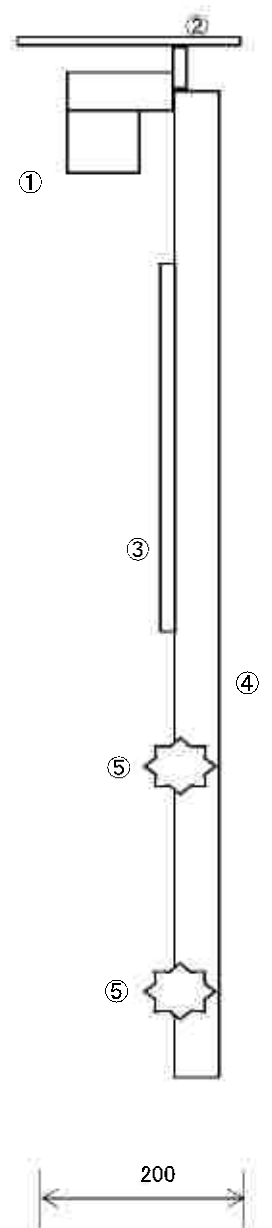
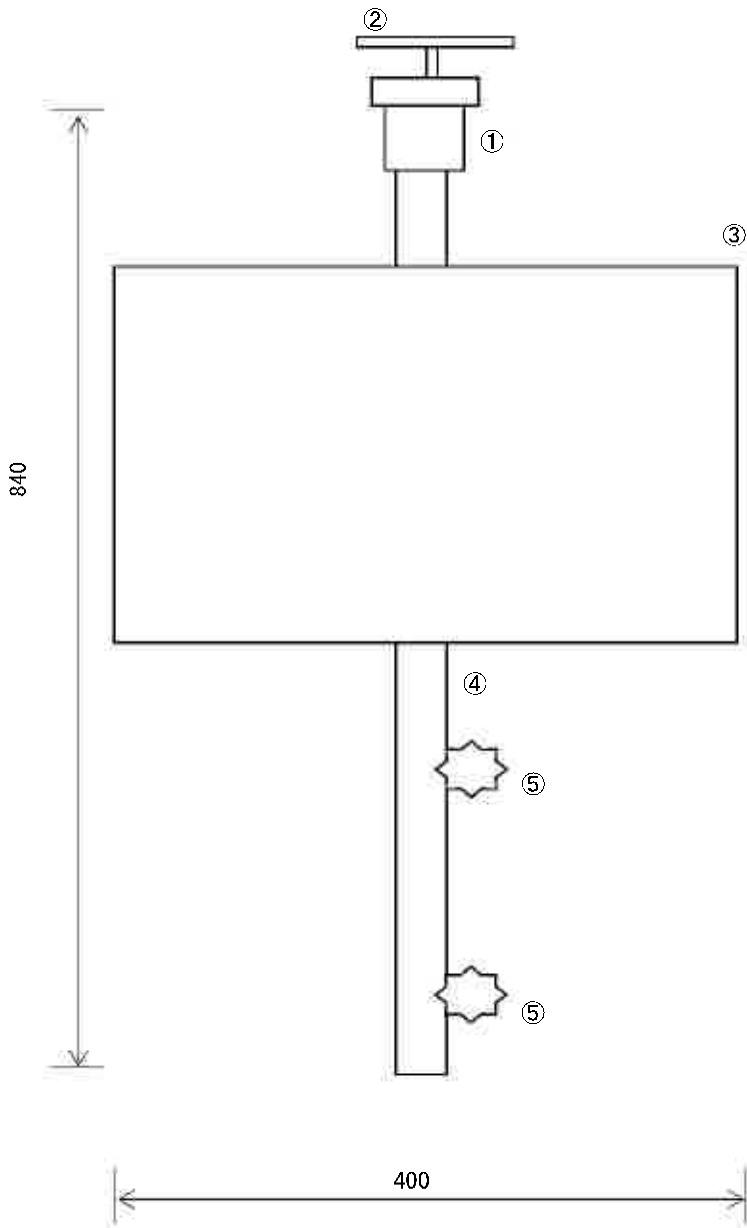


本物カメラ 支柱式 外観図

No.	名称	備考
①	監視カメラ	センサーライト内蔵
②	ソーラーパネル	
③	注意喚起看板	反射タイプ
④	アルミフレーム	
⑤	自在クランプ	



防水規格：IP66相当
 監視カメラ画素数：400万画素
 重量：約3kg



不法投棄対策について

1 不法投棄物の処理について

(1) 自治区、不法投棄パトロール隊に登録している地域ボランティア活動による収集物

〈対応〉代表者の方の連絡により清掃業務課又は支所(旧町村地区)が回収します。

〈お願い〉区民会館など公共の場所に分別収集して、収集量等の連絡をお願いします。

(2) 道路、河川、公園等公共施設から直接の回収が必要な不法投棄物

〈対応〉連絡により施設管理者が回収します。

〈お願い〉所管部署に投棄場所・投棄物等の連絡をお願いします。

(3) 民有地(個人等所有の土地)への不法投棄物

〈対応〉土地所有者が自主的に回収して清掃事業所又は支所(旧町村地区)へ自己搬入する。

〈お願い〉状況によっては、自治区長立会いのもと土地所有者等と共働により不法投棄物の回収に協力できますので、連絡をお願いします。

【連絡先】豊田市 環境部 清掃業務課 電話 71-3003

各支所市民生活担当(旧町村地区)

旭 68-2213 足助 62-0600 稲武 82-2511

小原 65-2001 下山 90-4411 藤岡 76-2103

【道路上】国道 名古屋国道事務所・豊田維持出張所 32-6110

県道 豊田加茂建設事務所 維持管理課 35-9326 (県足助支所) 62-0047

市道 市道路維持課 34-6645 (市地域建設課 62-0604)

林道 市森林課 62-0607

【公園】公園緑地つかう課 34-6621

【河川】市河川課 34-6672 国交省 豊橋河川事務所 0564-22-1564

県河川 豊田加茂建設事務所 維持管理課 35-9319

(県足助支所) 62-0047

【事業系ごみ(産業廃棄物等)の不法投棄】市廃棄物対策課 34-6710

※道路上の放置自転車、放置車両はそのままの状態です交通安全防犯課 34-6633

※ナンバー付き原動機付自転車は、市市民税課 34-6617

※LPガスボンベは触らずに警察(35-0110)とLPガス協会豊田支部 80-1062

2 不法投棄防止対策について

(1) 市民等との共働活動

①不法投棄パトロール隊【登録制度】(清掃業務課 71-3003)

対象：2年以上継続して年間4回以上の活動を行う有志による団体(5名以上)

主な活動：定期的なパトロール及びポイ捨てごみの回収、まち美化活動

支援内容：活動資材(消耗品、原材料)の支給[予算範囲内]、収集したごみの回収など

②不法投棄等の通報に関する覚書の締結に基づく措置内容連絡会議(廃棄物対策課34-6710)

郵便局、タクシー協会、中部電力、森林組合、猟友会と監視活動を実施

(2) 行政主体の対策

①不法投棄パトロール員の設置 (清掃業務課 71-3003)

体制：6班15名体制 (パトロール車 渡刈2台、藤岡2台、足助2台)

活動：不法投棄多発箇所のパトロール、不法投棄ごみの回収

②不法投棄監視カメラシステムの設置 20機 (本物カメラ10、ダミー10)

③不法投棄対策連絡会 行政関係部署 (警察、国、県と市各課) と連携

④ポイSTOP計画の実施 不法投棄を未然に防ぐ市民意識の醸成を図るため、子どもたちへの環境教育や街頭啓発活動をポイSTOPくんとともにを行う。

《参考データ》

■ 不法投棄物処理実績 (正職員、パトロール員)

3月末現在

年度	処 理		主な回収品目 (個数)							
	件数	処理量	テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	バッテリー	自転車	パソコン
04年度	1,228	56.2t	90	12	40	22	496	84	16	16
05年度	1,266	51.8t	77	2	38	16	287	84	8	14

■ 市民等の自己搬入実績

3月末現在

年度	件数	家電5品目	タイヤ	バッテリー	自転車	粗大ごみ	分別ごみ(袋)
04年度	119	16	11	12	3	180	1,221
05年度	94	19	22	3	0	265	1,182

(自己搬入とは)

管理する土地に不法投棄をされた者が、直接、渡刈清掃事業所に分別して持ち込む方法

■ 不法投棄パトロール隊 (登録数)

3月末現在

年度	団体登録数	人数	活動回数	活動延べ人数
04年度	202 団体	5,959 人	3,131 回	26,757 人
05年度	210 団体	6,105 人	集計中	集計中

■ ポイSTOP計画実施の実績

活動内容	実施内容	実施回数
吸い殻ポイ捨て防止街頭啓発活動	チラシ配布・呼びかけ	10回
エコット・交流館など地域、大型イベントでの啓発活動	マスコット貸し出し	2回
	地域への啓発活動	3回
	大型イベントでの啓発活動	3回

※ 不法投棄問題は、これを行えば必ず無くなるといった絶対的な対策はありません。

不法投棄未然防止への市民意識の醸成にも時間がかかります。

今後も皆さまと市民が共働して、根気よく活動を継続することが肝要と考えています。

今後とも皆さま方の御理解、御協力をお願い致します。

